

いかなければならぬ、こういひ段階にあります。

○柴谷要君 非常に慎重に検討されることについては、決して私ども異論を持つわけじやなしに、大いに慎重に検討してもらいたいと思うのですが、問題は相手方のあることで、慎重にもやはり時間的に十分勘案して、慎重さを持つてもらいたいと、こう思うのです。特に三波と称する闘争はすでに打ち上げになりましたから正常業務に戻つて、第四波というのが次に行われるわけであります。この間の努力によつて幸い第四波の避けられるよう、一つせひ政府当局においても考えていただきたいということが一箇。もう一つは、調停が示されて、組合は敢然とこれを受諾しております。多少条件つきのよう形ではありますけれども、受諾しておるにもかかわらず、政府が慎重に検討というようなことで、三波を避けられなかつたのであります。その間に於いて、非常に政府がかつてない強力ないわゆる圧力を加えているよう、われわれ第三者は見ておる。そのことが、より一そう闘争を激化させたように思われるのでありますけれども、大臣はその点どうお考えになつておられますか、その点をお尋ねをいたしたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍男君) 政府としては、圧力を加えるという意味は、おそらく労組に対し圧力を加えるという意味であるうかと思ひますが、これはもう不法な行為はどこまでも止めにきたいというわけでありまして、それ以外に特に圧力を加えるというような考見はむしろ今日持つておりません。また、そんなことのできるもので

もありません。また、あなたを初め会党幹部の方も、ここ一両日來、その間にあって非常にごあつせんを下すつておるので、その点についても、その御意図をも尊重して善処をしていただきたい、という気持は十分持つております。ただ、國鉄当局の責任の衝に当つておる者のとにかく判断ということを第一にしなければなりませんので、それぞれ連絡をとつてその決定を待つておる、こういうことで、ことに、第四波に至る間にこれを片づけなければならぬと、いうことは全く同感でありますし、その点に関して全力を尽して今やつておる次第であります。

ます。そこで私どもとしては、決して官房長官が談話を発表したからといって、そこで、そこに責任を押しつけようなどとは考えておりませんけれども、微妙な影響を及ぼすものであるので、この点は大臣はどうお考えになつておるか、一つお伺いしておきたいと存じます。

○國務大臣(宮澤龍男君) 官房長官を通じて政府の態度を表明したことは、平素から言つておることを重ねて申しただけでありまして、特別な新しい態度を決定したというようなことはないはずであります。平素から言つておることをただ重ねて確認して、一つ政府の方針はこれである、当局者と労働者の間においては、一つあくまでも法却に従つて、そうしておのの立場から協調していくつもりで、こういうような態度であります。それを特有に刺激するような意図をもつてやつたというようなことはないはずであります。

○柴谷要君 まあ、そういう意図がなかったということになればけつこうなことだと思いますが、しかし、かつて春闘なり、あるいは年末闘争等の経緯をたどつてきておりますけれども、今回ほど新聞上で政府の強い態度が打ち出されたことはかつて見なかつたようと思う。その中における闘争でありますので、政府は事後における処置として、これらの闘争に参画したもの、あるいは責任者というものに対する、額面通り厳重な処分をしていくのかどうか、今のところ、運輸大臣はどうぞの点を扱われるようには考えておるか、一言お尋ねしておきたいと思います。

○國務大臣(宮澤慶喜君) もとよりこれは当局者として、彈圧に至るような態度を特にとろうというようなことは、もちろん考えておりません。ただ、すべて労組の方においても順法闘争というような言葉を使は通り、法はどこまでも守つていかなければならぬ、これは民主主義の根底でありますて、私が申し上げるまでもなく、そういう線において、せつかく立ち直りつあるわれわれの生活並びに経済の上に破綻を持ち来たさないというような点では、両者ともそういう心組みでありますので、その点においては法の建前はどこまでも法の建前でいい。しかしながら、実情に即しては、話し合いのできる線で話し合つていきたい、こう考えております。

ればならぬと思うけれども、政府が強硬な措置をとつてくれば、とめてとまらず、勢いにまかせてそのような形態が生まれてくるのじやないか、こういうことも心配するゆえに、ぜひとも大臣においては、今回の責任追及といふことについては、十分話し合いをいた上で、一つ再びそういうような不祥の事態を起さないように、特にこれをきっかけにして労使間の何といいますか、調整といいますか、労使間の調整をはかつて正常に戻させるというふうに、大臣の一そうの努力を私として希望いたすところであります。

○相澤重明君 質問を申し上げてございますが、時間の都合もございまして、以上の要望を大臣に申し上げて重ねて申し上へたいと思います。

○相澤重明君 関連質問。今柴谷委員

から質問があつて、大臣の答弁があつたのですが、私は一つ大臣にお尋ねをしておきたいのは少くとも、先ほど

のお話のように調停案が示されるまで

る労使双方の考え方ではないか、こう

思うのですが、運輸大臣としては、國

鉄を少くとも監督する立場にあつて、

調停案が早く出ることを期待しておつたのか、この点についてお尋ねをした

た。

○相澤重明君 調停にかけておつたか

ら早く調停案が出ることを期待をして

おつた。それならば、調停案が出たな

らばその調停案について、不祥の事態

が起きないよう、あるいはまた労使

の紛争が調停案に基いて早く解決する

よう努められることが私は当然政

府の立場である、監督者の立場であら

う、こういうふうに思うのですが、そ

の点はどういうふうにお考えになりま

すか。

○國務大臣(宮澤鳳勇君) 今御承知の通り調停そのものに、われわれが何も意見を申し述べることも、何も干涉することはできません。これはもう、調停が出来てしまつても、実はもつと例年の通りいろいろな理由やその他がついて出るかと思つておつたところが、全く決定だけ何もないというようなことは、きわめて予想外であつたし、これ

はまあお話の通り調停のいきさつは、

国鉄の当事者としては出でるわけ

ありますから、いろいろ検討をして

おつたのですが、しかし、最後の段階

に行けば、国鉄の当事者としても意外

だつたというわけです。それでその真

意その他について十分検討を加え、同

時に、その及ぼす影響についてもあら

ためて考えなければならぬ、そういう

意味において、たゞいま国鉄がそれに

対する態度を決定すべく、今運んでお

るわけです。その決定を待ちまして、

それをもとに、その決

定がいつに成るか、それが決まつた

ときには、その決

定がいつに成るか、それが決まつた

ときには、その

○相澤重明君 大臣の考え方はよくわかりました。そこで私は、きのうきょうの新聞を見ておるというと、やはりこれまでいわゆる労働組合が立たなければならぬ、こういうところに追い込んだ政府の責任というものが、やはり相当強く出ておる。いま一つは、今、大臣の言われたように、もしこのまま無為に過ごしてしまえば、この次にまたさらに問題が大きくなる。従つて、それはどうしても避けなければならぬ。だから政府は裁定に持ち込むようであるけれども、少くとも調停案が出た。労組が不満であつても調停案を受諾しようというのに、政府がそういう点をまだ形式上の問題で論議をしておるということに対する世論の批判といふものは相当出ておるわけですね。ですから、大臣のお話の通り、これはもう全力をあげてそういう事態の次の事態を阻止するという立場で、私は、今日から努力をしていただきたいと思うわけです。このことは、大臣が参議院の運輸委員会でお話になつたことを探して止めるだけ早くこの調停案の内容が尊重されて、そうして実施に移される、こういうように期待をしたいと思います。ただ、それがいわゆる調停案か裁判かというその議論の余地はあります、これは政府が単なるいわゆる形式論議に終らないで、実質的に国民の期待にこたえるように、われわれ参議院の運輸委員会としても、そういう形であなた方の責任を私はぜひ実行に移していくいただきたい、こういうふうに思う

わけです。その点、大臣のお答えをいたいと思います。

○國務大臣(宮澤龍男君) 御趣旨に沿つていただきたいと考えております。

○岩間正男君 大臣のただいまの御質問の中では、十九、二十日の第四波は懸念したい、このために努力したい、こういうお話をありました。われわれもそのことを切望しているわけです。そこで、これを避ける具体的な案としてござる、そういう点をお考えになつておられるか。今まで政府の立場は、あるいは国鉄の公社の態度ではなかなかこれは避けに難いというような事態になるのではないか。これに対する少くとも具体的な方策をとらなければならない、こういうふうに考えるわけですが、具体的な案についてお伺いしたい。

○國務大臣(宮澤龍男君) これは今国鉄当局としては、やはり国鉄当局としても十九日、二十日の問題は避けていいたい、これは同様に考えております。従つて、これを調停のまま検討していくか、仲裁を持って解決するか、仲裁を持つてはいることと思うのであります。この間に立つて、こういう重大な問題ですから、私ども政府側、国鉄それから党も、党といえば自由民主党だけではなく、社会党も一緒にになって心配して下さっているのですから、そういうようなことにおいて、この数日間は何とか日暮をつけていきたい、こういって時々刻々努力を重ねているわけありますから、あしからず御了承願いたい。

○岩間正男君 私は具体的に申しますと、これを避けるためには三つの点をはつきりさせなくてはならないのです

ないか。第一の問題は、調停案を尊重して、組合側が非常に不満なのだけれども、一応これはなんだわけです。これに対して、政府側はつとめて早期にこの問題を解決することが一つじゃないかと思います。その次の問題は、やはり今度の第三波の様子を見て、どうと、これは不適に警官を出され、こういうような圧力のもとに介入されていると思うのです。これは非常にはまずいのではないか。あくまでも公正な立場をとる場合に、警官の圧力によって、昨日もきょうもそうでありますけれども、数千人の警察予備隊が出動している。こういう圧力というものは、これは争議に対して不当な問題をはらませることになるわけです。これは使用者側ではそう感じないだろうけれども、労働者側から見ますと、これは、このような圧力は非常に一方的な彈圧というようなことになるのであります。そして、この結果がえって問題を挑発する。円満な解決に対しても決してこれは役に立ったということはほとんどない。警官さえ出なければうまくいきそうなものを、実はこういうような圧力によつて一方的に問題を処理すると、いうような形が出てくる、そういうふうに労働者側では受け取られる。従いまして、このよだな不當な彈圧の態勢をやめる。第三には、犠牲者を出さないということ、今度の問題でかりにも犠牲者を出すということでは、先ほど柴谷委員からお話をありましたように、こういうよだな不當な事態が起きれば、これに對してはゼネストも避けないといふような決意をし労働組合としては持つておられる。これは当然連帯の立場から私は当りままだと思うので

ありますて、そうすると、少くとも今申しました三つの条項をここではつきり確認するという事態がなければ、第四波の問題は私は完全に円満に解決することはできないというふうに思うのですが、この三つの点について、あらためて運輸大臣の御決意を承わりたいと思います。

んにということとか、この段階においてということは困難でありますし、日本の産業の発展していく道、また国鉄の五ヵ年計画が進んでいく道から見れば、そういうことは、時日さてたれば、これはいれられるものだと思うのあります。そういう点において、これは両方とも考えていいてもらうということでなければならないと思います。

○國務大臣(吉澤謙勇君) これは、さつき柴谷さんにもお答えした通りでありますして、私どもは、法の命するところはこれを破るわけにはいかない、たとえは、国鉄と労組だけの問題一つを取り上げれば、いろいろな意見も立ちますしうが、日本全体の法の秩序を守つていく、一般的の安寧を維持していくというようなところにあるわけでありまして、これらは、政府としても強く守つていかなければならないことであります。それとこれとを調和させていくと、いう立場は、政府としても無理をしよう、彈圧をしようとかいう氣持は持つております。良識をもつてすべて善処していきたい、少くとも私はさよう考へておきます。

○國務大臣(宮澤龍男君) 今調停の段階で、これは十分にその調停案の内容もわかつておらないから、これを十分検討して、そうして先ほど申し上げたように、これをどうしてもやれないといふものなら仲裁に移すか、やれるものなら団交でいか、こういうところにあると思うのであります。仲裁にいたらば仲裁の裁定は、政府としても、これは調停とは違つて、さらに尊重しなければならぬという、これは大体の方針であります。また、物事を運んでいく上にでもそれは当然のことであらう、こう考へておられる次第であります。

○中村正雄君 私はその点が納得できないわけなんですが、改正前の公労法でありますと、仲裁委員会の裁定と、調停委員会の調停とは、おのずから機構も違つておりますし、価値その他についても違つた点もあると思う。現在の公労法によりますと、調停を出す人も、裁定を出す人も同じ人が出すようになつております。また、裁定は、形式的な論拠であつて、調停の内容も、おそらく大臣も御承知のように、次に出されますが、調停は拘束しない、こうなつております。これは、形式的な論拠であつて、調停の内容も、おそらく大臣がいたしましても、今の調停案が基準になりまして、これに似たり寄つたりのものが出て来るだらうということは、大体これに同心を持つておる人間ならば、すべての人間の一一致したことを見であります。少くとも、労働問題の解決は、法の拘束を受ける裁定によって解決するということよりも、調

停案によつて自主的に解決するということが、私は争議、紛争解決の一番妥当な方法だと信じております。おそらく政府もそういう考え方じゃないかと思ひますが、今回に限つて、調停は尊重いたしますが、今回に限つて、調停は尊重したい、もう一步進めていえ、調停を検討していると、こういう表現をされておりますが、おそらく政府の腹は、三公社五現業ともに仲裁裁定は調停案と同じ線が出るだろ、と思います。同じ内容が出ると予見されるのに、裁定であれば尊重するが、調停ならば尊重しないという意味かわからぬ。おそらく、その真意は、現在在参議院で審議いたしております三十二年度予算案、こういうものの審議の影響をおそれて、いるのだと推測するわけでもあります。が、私は、同じ内容のものを、今後実施するといふんとうの腹があるのであれば、裁定であろうと調停であろうと、僕はいいと思う。もう一度、おそれて、いるのであれば、妥当な策だと、こう考へておる。これについて運輸大臣の一歩進めていえば、調停で事を処理する方が裁定するよりもっと私は労使の解決については妥当な策だと、こう考へておる。これについて運輸大臣の所見を伺いたいと思います。

すが、今のところでは、国鉄のはつきりした態度を見て、運輸省だけとして態度を見て、それから一つ考えていかなければならぬ、ただ、その点が十九日、二十日という第四波だけはどうしても避けていきたいというところへ集中して今考えております。

○中村正雄君 その点、先ほど柴谷君あたりからもだいぶ質問されて答弁されておりましたが、調停案が出るまでに国鉄の当局自体の調停案に対する予想なり、調停案が出た場合の大体イエスかノーの対策は全部済んでおると思うんです。私はぱりと一言でいえば、政府さえ腹をきめればこの問題は解決できると、言いかえれば、予算措置でいくか、あるいは予算措置は次の臨時国会まで延ばして、当面内部操作に検討いたしておると、こういう御意見は、これはこの場のがれの言いのがれであつて、結局検討した結果、じや、のみましようということにならずして、おそらく仲裁の裁定を求める、こういうことに行くのは既定の方針だろうと思うんです。仲裁の裁定を求めても、出るものは変わぬとすれば、結局、その間五日なり一週間なりの時間を作らせぐというだけであつて、何ら解決のいい方法じやないと思うわけなんです。従つて、この問題については、私は運輸大臣の権限において、内閣の権限において、裁判であればのもうと、いう今腹があるんであれば、調停をのむべしという判断を下す僕は段階に来てるんじゃないかと思うんです。この

点について、もう一度運輸大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜男君) まあ御意見は一つ伺つておいて、私自身としては、ただいままで申し上げたようなことで運ぶより今の段階はできないということを一つ御了承願いたい。

○中村正雄君 最後に、技術的な問題ですが、おそらく予定されるコースは、仲裁の裁定が出ると思いますが、仲裁の裁定が出来ました場合に、技術的な問題ですが、出されます裁定は、何といったって現在審議いたしておりますので、実行できません、審議いたしてある予算ではこれは実施できない裁定だらうと思います。たとえ百円上がるというものであつても、現在の予算では実行できません、審議いたしてある予算では。従つて、三十二年度の予算を審議中に裁定が出来ました場合に、技術的にこの裁定を運輸大臣はどういうふうに処置できるか、技術的な方法を僕はお知らせ願いたい。

○國務大臣(宮澤喜男君) それは、その出した時にこれは考えるというふうに申し上げるよりほか、私は今ここでどういう処置をするということは申し上げられない。出した上でこれは申し上げる。

○中村正雄君 私の心配いたしておりますのは、技術的に、裁定になれば解決が困難だという見通しを持っておりますから、調停の間であれば話し合いによつて何らかができるけれども、裁定が出来ました場合は、予算を補正しない限りにおいては、私は実施できないと思ふんです。しかしながら補正せずに実施しようとするれば、この裁定を国会に承認を求めるためには、予算上不可能となることを一つ御了承願いたい。

算を審議中だから。従つて、私は裁定が出でて置いていかれるんであれば、しかも十九日、二十日の第四波を回避しようといふんであれば、それまでに裁定を出して解決するか、あるいは裁定が出でて解決して裁定を取り下げるか、いずれかの方法しかないものと思う。そういう技術的な面も答弁できなければ、十分御検討おき願いたいということをお願いいたしております。

いないから、やつた方が悪いことにならぬ。なつてはいるけれども、実際の姿といふものは、政府のゼスチニアによって労働組合がああいう争議をやさざるを得ないというような事態に追及した。それで警官を出して威圧する。従つて、ゼスチニアによつてこういうよしな問題を起しておる。政府の重大責任を承知しておるにもかかわらず、政府のゼスチニアによつていたずらにそういう事態に追い込んで、そうして警官を出して威圧する。世間にアッピールをする。そうして仲裁裁定が出て、のめないけれども、仕方がなく政府は涙をのんで、——てなことになって、運賃値上げの一こまとする、こういふ見透したことを輸送の逼迫した今日なぜやるか、これはどうなんですか。

ありますから、これはどうしても、方やはり民主国家ですから、政府だけでなく、やはり労組も政府の一つの責任を分担するというくらいの立場でござる。警察官の問題にしたところが、政府の方ばかりではなく、やはり労組の実力行使もそれを呼び出すような立場になつてもおるわけですが、両方どちらも、これは両方のことを考慮してうまくやっていきたい。それには国会が何とあっても政治の中心です、から、ことに、この国鉄の問題に對しては運輸委員の皆さんの方に「一そこの、今大倉さんのお話のように、一つの委員としてもこれを公平に御協力を要したい。」との立場は違つております。でも、社会党の皆さん方も「昨日、昨日も非常に努力して心配されておる」とあります。そこで私がすぱりと申し上げたので、これを解決していくといきたい、どうかさう御了承願います。

とやん體の員い改由第律の商標によつて反しよましまして、實情に適しなくなつたのであります。従つて政府といたしましては、海上航行の安全をより一そら確保するため、種々検討するとともに、本法を改正につきまして、海上航行安全法議會に請問して参つたのであります。が、今回おおむね、次の諸点について改正する必要があると認めるに至つたのであります。

すなわち第一には、船舶員の資格定員表を実情に即応させることであります。現行法は、船舶員の資格及び員数を旧法よりも相当に引き上げましたため、急激な新法への移行は業界によつて他にはなはだし影響を与えるおそれがあることにからんがみまして、経済的に、戦時中の特例と同じ基準によつて、できる限り円滑な新法への移行を意図して參つたのであります。客観的情勢の変化は、もはや、現行法に定めた資格定員表の適用が不可能であると認められる程度に達しましたので、今回航行区域船舶のトン数区分、船舶員の資格及びその員数等につきまして全面的に改正を加えることといたしたのであります。

第二には、免許制度を改正することとあります。現行法は免許について五年ごとの更新制をとつておりますが、実際上、海技從事者につきましては、その技能が年月の経過とともに低下することは、ほとんど見られないことであります。従つて政府といたしましては、海上航行の安全をより一そら確保するため、種々検討するとともに、本法を改正につきまして、海上航行安全法議會に請問して参つたのであります。が、今回おおむね、次の諸点について改正する必要があると認めるに至つたのであります。

ありますので、この際、更新制を廃止するようお願いいたします。

ありますので、この際、更新制を廃止するようにいたしたのであります。

第三には、法の適用に強力性を持たせることであります。現行法におきま

しては、法律の適用、あるいは資格定員表の適用につきましては、わずかの例外規定しか設けて、ないのであります。

例外規定したが記しておいた。すが、現に大小様々、各種各様のわが國商船は、わが国の全海域はもちろん

のこと、世界至るところの海洋を航行しておられます。また漁業界におきまし

ては、その業種の多様性、航行区域の
広さは、全く世界で類を見ない、程度に

法は、各種の船舶について、その航行

区域と総トン数のみを基準として、そ
の乗り組ますべき船舶職員の資格と員

数とを定めているのであります、船の構造の多様性、航行の態様の複雑

は、ある場合には船舶所有者に不当の負担を課し、またある場合には逆に航

行の安全を害する等の事態を生ずるおそれがありますので、かかる事態の発生

生を防止するため各種の事態に対処し得るよう法律に弾力を持たせるようになつておらぬか。

改めたのであります。

全に直撃關係する事柄で、ハサウエイの
で、海上における人命又は財産の損失
を防ぐ必要から法の勅令をはかるため

を除く必要がなければならぬから、新たに運輸大臣の監督規定を設けることとした。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、す

みやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(戸叶武君) 次回に譲ります。 本案の質疑は、東記をとめて。

〔速記主任〕
○委員長(戸叶武君) 速記を始めて。
○松浦清一君 御配付いただいた「選
輪と国民生活」という非常によく御説

査になった資料をいただいておりますが、この百三ページから百四ページにかけて「海上交通と海難」というのがあって、海難がどうして起るかいろいろな事情がここに書かれておりますが、船舶職員法の法案審議に際して、海難という問題はきわめて密接な関連があるわけであります。ここには何%何%という種類別の海難の原因が書かれておりますが、船舶の隻数で、海上保安庁とも連絡をおとりいただいて、昭和十年前後三年くらい、それから戦争後の漁船と商船に分けて、事故の種類別と隻数を書いた表を御提供願いたい。

それからもう一つわかりますれば、アメリカとイギリスとノルウェーの海難事故の統計がございましたら、抜粋をして同様昭和十年前後三年くらいと戦争後のものを御提出を願いたい。

○委員長(戸叶武君) 次は、捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案を議題といったします。

御質疑のおありの方は質疑を願います。

○相澤重明君 提案の理由からいくと、なお一年存続をしたいという提案ですね、これは、なぜなお一年延長しないければならぬかといふ、いま少し詳しい説明を一つお伺いしたいのです。

捕獲審査所は昭和三十二年四月二十七日限り失効することになつておるのに、なお一年延長したい、こういう説明ですね、なぜなお一年延長しなければならぬかということを説明して下さい。

○政府委員(辻豊男君) お答えいたしました。この捕獲審査所の検定の再審査に関する法律は、平和条約の条項に基きまして、戦争中に日本の捕獲審査所で審査を受けましたものが、それによつて不服のある場合におきまして、この

捕獲審査再審査委員会に申し出をされた場合には、それに対しまして再審査をいたしまして、その戦時中の審査所の決定が正当であると確認されれば、そのままになりますし、あるいはそれがもし国際法上に照らしまして不恰当でありますれば、新たに裁決をいたしまして、所要の処置を講ずるという趣旨のものでございます。従いまして、あの平和条約に加盟した国は、もとよりそういう権利を持つわけでござりますが、昨年はフィリピンが平和条約の批准をいたしましてまだ日が浅そこございます。それでフィリピンの状況につきましては、相当数の船が捕獲さられておるのでありますし、そういうところからの訴えの可能性もございますし、またインドネシアにつきましても、近く批准がされる期待を持ち得るというふうな情勢でございますので、なお一年間延長いたしたいという趣旨でございます。

○政府委員(辻男君) お答えいたしました。平和条約を締結し、発効いたしましてあとに相当数あるかも知れないと、いうこともござりますが、これはまあ外交的な考え方になるかと思いますが、今まで諸種の平和条約締結国に対しましてはそういう制度を開いておりまして、ある特定の国が平和条約の締結になりました際に、そういう組織をなくするということが非常に外交的にもまずいんじやないかという両様の理由でございます。

いうのも、また外交的にもまずい点もあるのじやないか、黙つておれば失効するのだといふような形にして、そのときの情勢を見て、延ばす必要があると認めた場合には延ばすという方が賢明ではないかというだけの理由でござります。

○相澤重田君 関連して、今審査中のものが三件あるということですが、これは期間としてはどのくらいあつたならば、大体この問題の処理ができるのか、また三件というのはどういう内容のものか、御説明願つておきたい。

○政府委員(江澤男君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のように、三件審査中でございますが、これは手続はちょうど裁判所の訴訟と同じようなことで、証拠を要求し、いろいろな手続きを、特に外交的な要素も含みますので、往復いたしておりますので、今のところ、いつまでに片がつくだろうかということは、ちよつと見通しかねるような状態でござります。

○相澤重田君 事件の概略を、三件の内容をちよつと説明してもらいたい。

○説明員(宮岡延一君) ただいま辻事務局長から御説明がありました点をさらに補足いたしまして、現在再審査中の三件の事件につきましての内容の概略を御説明申し上げます。

まず、フランス国への要請にかかりますサンタフェイ号という船舶でございますが、これはインドシナのサイゴンに本店を有するインドシナ傭船会社のもともと所有船舶でございましたが、当時パナマ国籍を有するかどをもつて日本海軍に拿捕されまして、捕獲審査所の検定の結果、没収の検定を受けた事件でござります。この事件の再審査の要請が出ましたのは、去る昭和二十九年の十月の末でございましたんですが、自來仏國側と、ないしは当事事件の弁護人でありますザベード一氏との往復何回かにわたります論議の結

果、ただいまこの事件に因連いたしまして、これにつきまして、なおそれ以外に、仏國の海事商法の学者でありますリベール教授ないしはナマ国(ノルマニア)の国際法学者であるアルフアロ博士がこれについての意見書と申しますか、鑑定書と申しますか、いろいろ当時の國際法の立論において、當時の検定者のとつておりました意見書と相当違った両学者の鑑定書をつけて、ザバード一氏から送つてきているわけであります。その述べております前提となる事實関係につきましても、若干の食い違つた点がござります。また、従いまして、当時の拿捕監査書に記載されております事實関係と相當食い違つた証拠の提出も可能だということです。相手国からかよう申し出もございますので、ただいま申し上げましたような経緯にかんがみまして、日下その証拠の提出と、それからそれに関連いたしましていろいろこちらから質問している事項もございまます。その返事を待つて、この次第でございます。従いまして、この返事が参りますれば、比較的早期に解決はつくんではないかと思ひますけれども、それではいつということは、やはり相手側の主張もございます。で、何分外交機関を通して往復——そういう質問をいたしたり、また回答を求めたりいたしておりますので、なかなか公園内での調査なり、査査のように簡単に参りませんので、時間の点につきましては、はつきり申し上げかねる次第でございます。

あるということで、もちろんこの当時ギリシャの戦争関係を前提としてギリシャ船籍の船を拿捕したわけでございます。ところが、当時は訴願いたしました人は中華民国人でありまして、ギリシャ人の所有は、これは虚偽仮想の所有権移転であるから、その所有権の移転は無効だということです、自分のものだから取り消してくれといふ訴願をしていましたわけでござります。しかしながらギリシャ政府の方へ、訴願人の訴願の理由と異なる根拠に立つものかどうかということについて聞いておひただしておられます。で、よく最近でございますが、ギリシャ政府との間に外交機関を通じて数次往復照会、回答等を求めておりますのですが、一向はかどりませんので、いろいろ督促いたしまして、ごく最近、昨年の暮れになりまして、これに対する弁護士を相手団はつけましたので、最近その弁護士から、それに対する回答が出てくる段階となつておられます。が、つい先日の模様では、近日中に回答書を出したいと申しておりますので、これもその回答が出て参りました上で、しさいにそれを検討いたしまして、あるいは二ヵ月で片づくかということはちよつと申し上げかねますのにつきまして、従つて、これも時間の点につきましては、それは一ヵ月なり、あるいは二ヵ月で片づくかということはちよつと申し上げかねますのですが、何分、これも訴訟と同じような事件で、相手から新しい証拠でも出されまれば、これを完全討議しないわ

けにも参りませんので、ただいまのところは、以上申し上げたような次第でござります。

○松浦清一君 この法律案は、二十四国会でも一年の延長の案が出されて、いろいろ質疑応答が行われておりますが、問題は、早くこういう法律がなくともいいような状態を、国際関係の中において作り上げるということが必要なわけで、私は贅否の意見を述べるべき段階ではございませんが、大してそちらに於するということもない法律案でもありますから、入念に審査をしなければならぬ案件に時間をかけて、この辺のところで打ち切られることを要請をいたします。(「異議なし」と呼ぶ者あり)こういうことで、われわれもこれいし、行政府のお忙しい方々をくぎづけにすることも恐縮だと存じますので、この辺で打ち切って、本審査に向ってきてから贅否の意見を述べることがいいと思いますので、こういうふうに提案いたします。

○委員長(戸叶武君) ただいまの松浦君の提案について 質疑打ち切りをしたらどうかという御意見でございましたが、いかがでしよう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戸叶武君) それでは質疑をこの程度に打ち切ることにいたします。

○委員長(戸叶武君) 次に、港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大倉精一君 トン税の問題についてお伺いをしておきたいのですが、このトン税といふものは、大体当初は船舶出入手数料というものから発展しておるものだと思うのですが、現在港湾管理者が港湾の管理について、相当費用も予算も要るのだが、この予算が必ずしも十分にやない、こういうことか

ら、管理者の方ではトン税をやめ、
そうして出入手数料を徴収するようになつて
みたいというような意見を持つておられる
のです。これに関しての当局の見解についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(天埜良吉君) お話を占めて、
は、港湾管理者の方では港湾管理に要する
十分でないが、トン税というものが港湾
管理者の方へもたらすならば、港湾
管理の上から非常に望ましいといふこと
で、しばしばそういうふうにいわれてゐ
るものかというような話を持ち込まれま
ております。この点はいろいろ研究は
いたしておりますが、今、直ちにとん税
を管理者の方に回すというような立場
にも、なかなかむずかしい点もありま
すので、ただいま研究をいたしております。
段階でございます。

○大倉精一君 そうしますと、とん税
の問題については、将来は考慮する余
地がある、あるいは考慮したい、こう
いうようなお考えのように聞えるので
すが、大体とん税は、聞くところによ
りますと、二億数千万円の財源より出
ないということを聞いておるわけです。
従つて、國としては大したことはな
いわけですが、港湾関係者にとって
は、船の出入手数料は相当大きな財源
になつておるということから、港湾管
理の健全化ということからも、こうい
うような財源は港湾管理者の方に回
してやる、外國船の出入手数料によつて
港湾管理者の財源をふやしてやる、こ
ういうようなことがいいと思うわけ
ですが、将来はそういうことも研究をな
する、これも一つ考える、こういうこと
となのですか。

○政府委員(天埜良吉君) お話の点、
とん税は非常に管理者については望ま
しい収入にしたいということございま
すし、われわれとしても、港湾管理上
はそういう点を十分考えなくてはなら
ぬのじゃないかというふうにも思つて
となのです。

おられます。将来については十分研究を
したいといふふうに考えております。
○大倉精一君 この問題については、
近い将来善處をする、こういうことを
要望しておいて質問を終ります。
○松浦清一君 今、とん税の話が出た
から、港湾局長に伺いたいのですが、
今度の予算案で、特別とん税ですか、
五億円出でておりますね。それにかわつ
て固定資産税が倍加されるわけです
ね。そうすると外國船舶の出入する開
港はいい、ところが、そうでない所は
固定資産税だけはざされて、とん税は
取れないから、地方財政に相当の影響
を及ぼしてくるわけだ。これはあなた
の関係いやないけれども、とん税の話
が出了たので伺いたいのですがどうです
か。

○政府委員(天埜宣吉君) 今度の、固
定資産税を幾分免除して、その分とん
税を上げるということが出ておりま
す。これは港湾管理の面から申します
と、港湾管理者である地方公共團体に
回してもらいたいということが港湾管
理者の方から望ましいことであります
と、この点については自治庁の方とも
相談をいたしましたのですが、今度
は固定資産税を免除するということにな
つておるから、今回はこの点は考え
まい、まあその点がござります。それ
から今の開港はいいが、開港でない場
合は入らないのじやないかという点も
非常に大きな問題でござりますので、
この点もまだ具体的には話は進んでお
りませんが、自治庁としても、そういう
点は何とかよく考えて対処するよう
にしたいのだということは言つておる
わけでありますが、この点ちょっと抜
け穴があつたわけなのでござります。
○松浦清一君 それで、やはりあなた
の方から、地方自治庁と話をするのが
筋筋かどうか存じませんが、やはり固
定資産税だけはざされる所は、それだ
け何十万円になるか何百万円になるか

比較的開港ではないけれども大きいと
いう所があるのです。相当固定資産税
にたよっておったところがある。それ
だけははずされるとそれだけマイナスに
なる。地方財政は御承知の通り非常に
窮屈している現状がありますから、そ
の辺のところは何とかそれにかわるべ
きものを港の方から生み出していくと
いうことをお考えになつて、自治庁の
方とお話しになる機会があればやつて
もらえばけつこうだと思います。もう
一つは、港湾埋め立ての問題、これは
委員会でお尋ねをするほどのことでは
ございませんが、川崎の港湾埋め立て
の問題について、贊否両論に分かれてい
るというお話、反対をしている者と贊
成をしている者とあるというお話、あ
なたの方の手に、計画か許可申請かが
出ているはずですが、この機会でなく
てもけつこうでございますが、あとで
お調べ願いたい。どういう経過になつ
て、どういう事情であるか……。

いろいろのがなる、こういう意味でございます。

るような場合には、国は二割五分までの減らすといふ法律案でござりますので、ただいまの法律案の面で、税関管理あるいは税關が関稅行政について行なつておる、それから地方の海運局で、倉庫業あるいは港湾運送事業を監督しておるという面とは多少違つております。

か松浦において湯河原を休んでいたときに、自分で労務者を雇ってやりたいといふことで進んでおりまして、その全体の要求人員が三百八十六名ございましたところ、五十一名はもう甄別しない、三百三十五名でよろしいと、うふうに言つてきたところまで、この前脚報告をいたしたのでありますから、

も一度本委員会へ呼んで聞かないといふかぬと思う。やはりこの問題は、具体的に作業はどんどん進められておつて、われわれの考えておる問題についでは触れることができないような現状なんですから、きょうは中間報告を受けたということだけで、後日調達部長

うのです。その幅度というようなものの方の港湾法の説明書きを読んでいると——それでは具体的な面から伺いたいのですが、たとえば税關の——これは前から申し上げてある問題ですが、税關の行政と出入管埋理と、それから港湾局の船舶の支配と、それから介管業者の活躍と、そういうものがばらばらに行われているわけなのです。それが今度の改正法によつて、よほどでこれが調整されるお考観なのでしょうか。

○高良とみ君　それは、この前の港湾法一部改正の御提案のときに詳しく述べました。小さくなつた港をターンカーチの他のためには擴張しなければならない、その他のいろいろの必要なものであります。私がまだ港湾の現状については、そういう御趣旨がおもだとうことはあります。私はよく承わつたのであります。ですから、今度の一部改正について、今までですか、港湾の管理委員会等のやり方が必ずしも満足のいっていないものがすいぶんあるということは御承知の通りだらうと思います。今後も、その面において、一応も二応も理解をしておいて、これを地方に移管するなら、地方がもつと責任を持つて、それらの国の諸機關が顔を出しているものに対して、それと地方自治体との関係がうまくいくかどうかということを疑問にしているわけなのです。しかし、これについては、もう少しあとで法案に従つて御質問することにいたしましたよう。税関の現状などについての種々な業者から、やはり日本の港についてばかりでなく、やはり日本のお施設は、日本に於ける軍貨の作業経過及び労務者の待遇の問題に関しまして、最近の経過どうも私の一番疑問にしておりますことは、管理上の問題ですからこの次まとめて御質問申し上げましよう。

○委員長　叶武君　そのようにいたいが、中試験に官や外務大臣を呼んで、それで真相を究明していく、こういうふうにしたいと思います。それで委員長いがですか。
○委員長　叶武君　したいと考えております。きょうは運輸大臣が長く出られないというものですから、やはり運輸大臣に出てもらつておる席で調達所の長官なり、当局に出てもらつて、そうして責任ある答弁をして願いたいと思つてましたですが、この次にそういうふうに取り扱いたいと思います。
○岩間正男君　なお、今のことを僕からもうお頼いしたいと思うのですが、政府の説明ができるような状態になつてからということでは、非常に時期おくつくなると思う。この前から問題になつたのは、政府の態度か、統一されなかつたあくまで国内法を守る、そういうふうではつきりした態度をとるような方向性に当運輸委員会は進まなくちゃならぬと思う。ですから、なるだけ早い時期に、できるだけ関係者を全部ここに集めて、ただいて、ことに、法案審議などで、たくさん控えておりますから、その前に一応のめどをつけたいと考えますから、よろしく御配慮願いたいと思います。
○岩間正男君　もう一つお願ひがあつたのですが、この運輸委員会の開催のとおりになります。

其団体である県あるいは市とかを

総トン数二百トン以上五百ト ン未満のもの									
遠洋区域を航行区域 とする船舶及び第二 種又は第三種の從業 制限を有する漁船で 甲区域内において從 業するもの									
総トン数三百トン以上五百ト ン未満のもの									
船長	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士
二等航海士 乙種二等航海士	乙種二等機関士 又は乙種船長	乙種二等航海士 乙種二等機関士	二等機関士 甲種二等機関士 又は乙種機関士	一等航海士 甲種一等航海士	二等機関士 乙種二等機関士	一等機関士 甲種一等機関士	二等機関士 乙種二等機関士	一等航海士 甲種一等航海士	二等機関士 甲種二等機関士
総トン数五百トン以上千五百ト ン未満のもの	未満のもの								
船長	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士	航海士	機関士
一等機関士 甲種一等機関士	二等機関士 乙種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	一等機関士 甲種一等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	一等機関士 甲種一等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	一等機関士 甲種一等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	一等機関士 甲種一等機関士
二等機関士 甲種二等機関士	三等機関士 乙種二等機関士	三等航海士 乙種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士
三等機関士 乙種二等機関士	三等機関士 乙種二等機関士	三等航海士 乙種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士	二等航海士 甲種二等航海士	二等機関士 甲種二等機関士

一、国鉄東北本線尻内、下田両駅間

鉄道路線変更に関する請願（第一〇四四号）

一、国鉄運賃上げ反対に関する請

願（第一一二六号）

第一〇四三号 昭和三十二年二月二

十五日受理

青森県大畠港、北海道室蘭港間国鉄航

送航路開設に関する請願

請願者

青森県下北郡大畠町
長 菊池察明外二十五

紹介議員

苦米地義三君

国有鉄道の本州北海道連絡航路は、明治四十二年青森、函館間に比羅夫、田

村の両船就航以来、この青函航路一条をもつて五十年を経過したが、その最大輸送力は一日二十運航とされ、しか

も今日ほとんどその限界に到達しある現状に顧み、かつ又北海道開拓計画の推進に伴い、旅客貨物共に著しく激増して、既存の青函航路一条をもつてしては到底輸送の円滑を期し得ない実状に鑑みて、新たに大畠、室蘭間に連絡航路一条を開設し、複線航路として輸送力を増強し、もつて本州北海道連絡輸送の万全を期せられたいとの請願。

第一一二六号 昭和三十二年二月二

十七日受理

国鉄運賃上げ反対に関する請願

請願者 名古屋市昭和区鶴舞

町 寺門博

紹介議員 成瀬

幡治君

昭和三十二年四月一日以降国鉄運賃を一割三分値上げすることは、國民生活の貧困を助長するばかりでなく、国鉄に対する世論からみても適切でないから、国鉄運賃法を改正することなく、輸送力増強の所要資金は、政府資金三百六十六億の投融資によつて措置せられたいとの請願。

第一〇四四号 昭和三十二年二月二

十五日受理

国鉄東北本線尻内、下田両駅間鉄道路線変更に関する請願
請願者 青森県八戸市長 岩岡

紹介議員 苦米地義三君

青森県八戸市は、東北有数の産業都市としていちじるしい発展を示しているが、ひとり鉄道交通が依然幹線から外れていたため少なからぬ不便を甘受し

つある状態で、しかも東北本線の電化、複線化完成の暁には当市は永久に幹線交通から取り残されることとなり

市の発展上並びに鉄道經營施策上はな

はだ遺憾であるから、東北本線の経路を尻内駅から八戸線を利用して東進

し、長苗代簡易駅附近から分岐して馬

淵川沿いに北東に転じ八戸市八太郎

部落附近から自衛隊飛行場の東側をう

回して東北本線第一市川橋附近において現路線に合し下田駅に通ずるよう路

線を変更せられたい。なお新路線上に

(一)八戸市石堂、八太郎両部落間に新

八戸駅を新設すること、(二)市川地内に現陸奥市川駅を移転すること、(三)

新八戸駅と八戸線馬淵川鉄橋附近を短

縮した気動車専用線を敷設すること等

を併せて実現せられたいとの請願。

昭和三十二年三月十五日印刷

昭和三十二年三月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局